平成２１年（フ）第３６３０号
横浜市神奈川区神大寺２丁目10番７号　グリーンハイツ神大寺202
債務者　阿部　成幸
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６３１号
横浜市神奈川区神大寺２丁目10番７号　グリーンハイツ神大寺202
債務者　阿部みどり
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６６４号
神奈川県横浜市瀬谷区阿久和西３丁目５番地12
債務者　尾崎加奈子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８号
横浜市金沢区釜利谷東３丁目11番13号　コーポホリカワ１－１号室
債務者　高橋眞佐江
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９号
横浜市旭区左近山448番地３　左近山団地９街区７棟203号
債務者　徳田　聖子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地72―105
債務者　メークサワン　トウムマラー
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３６号
静岡県富士市高島町92番地　コーポラス高島103号、前住所静岡県富士市神谷94番地の２
債務者　伊藤　文子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第３３１８号
横浜市保土ケ谷区西谷町1290番地１　モンシャトー西谷302号
債務者　市川喜代子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４４７号
横浜市旭区上白根３丁目36番８―514号
債務者　天野　照男
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０３号
静岡県富士宮市小泉2255番地の10、前住所静岡県沼津市下香貫楊原530番地の21
債務者　望月　直紀（旧姓相曽）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３号
山口県周南市舞車町６番42号
債務者　橋口　和夫
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第６９０号
静岡県浜松市中区上浅田１丁目２番32号　ウィンディー浅田101、前住所静岡県浜松市中区海老塚１丁目９番401号　ハイレジデンス浜松
債務者　野澤　知恵
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６９２号
静岡県袋井市方丈３丁目１番地の17、前住所静岡県裾野市千福が丘１丁目７番９
債務者　渡邉記代子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第７１１号
静岡県浜松市東区積志町152番地
債務者　平尾恵利子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１４８号
熊本県葦北郡津奈木町大字福浜1498番地２
債務者　田中　裕久
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前11時30分
熊本地方裁判所八代支部